

国名及び調査対象地域	豪州 ニューサウスウェールズ州
回答者氏名及び所属	上田大介 H & H Lawyers 弁護士
回答作成日	2025 年 3 月

I. DV被害者保護に関する法制度の概要

※ DVの定義を含む。

※ 法令名を含む。

“Domestic Violence” は原則的に各州の刑法管轄に属する問題である。また、家庭内暴力は連邦家族法管轄においては“Family Violence”としても扱われることもあるが、DV 被害者の保護に関する法制度としては、主に州法（ニューサウスウェールズ州においては *Crimes (Domestic and Personal Violence) Act 2007*）（以下、「DV 法」という）の管轄となる。

オーストラリアでは、後述するように、警察・司法・行政において多面的に DV 被害者保護制度が存在するが、警察・司法の面における DV 被害者保護制度の最たるものとして、DV 停止命令（[Apprehended Domestic Violence Order](#)（以下「ADVO」））が挙げられる。

オーストラリアにおいても刑事事件には推定無罪の原則が働くが、ADVO の発令に関しては求められる立証基準が低く、裁判官が「DV 犯罪・威圧行為・ストーカー行為が発生する可能性が、どちらかというところ、ある」と判断すれば（“Balance of Probability” による判断）ADVO が発令される（[DV 法第 19 条](#)）。

また、裁判所により正式な ADVO が発令されるまでの間、警察が仮 ADVO を発令することもできる。これにより、DV の通報を受けて現場に赴いた警察が、速やかに仮 ADVO を発行することで迅速な被害者保護が可能となっている。

ADVO は有罪判決ではない。あくまでその後の DV の発生を抑えるための抑止目的の裁判所命令であるが、もし加害者が後に ADVO に違反すると犯罪となるため、強い抑止力が働くと考えられる。

「DV 犯罪（下記参照）がおこなわれた」と警察が妥当に判断すると、ADVO の発令に加えて通常の刑事起訴（例：暴行罪）がされる。

ADVO は基本的に将来の DV 行為の禁止を命令するものであるが、DV 被害者への接近禁止、連絡禁止、同居の禁止など、裁判所が被害者の保護のために必要と判断するさまざまな条件がその状況に合わせて、付加されうる。

例：

- 「弁護士を通じた連絡を除き、保護対象者（DV 被害者）に接近したり、いかなる方

法でも連絡を取ったりしてはいけない」

- 「アルコールを摂取したり違法薬物を使用したりした後、少なくとも 12 時間は保護対象者に接近してはいけない」
- 「裁判所の許可がない限り、保護対象者を探そうとしてはいけない」

[DV 法の第 11 条](#)において、DV 犯罪 (Domestic Violence Offence) は以下のように定義されている：

(1) この法律において、DV 犯罪とは、犯罪を犯した者が、その者と現在または過去にドメスティック関係がある、あるいはあった別の者に対して行った犯罪のことをいい、以下のいずれかに該当するものを指す：

- (a) 個人への暴力犯罪
- (b) 個人への暴力犯罪と実質的に同じ状況から生じた犯罪 (個人への暴力犯罪以外の犯罪)
- (b1) *Crimes Act 1900* 第 54D(1) 条に基づく犯罪
- (c) 個人への暴力犯罪または (b1) 項に記載された犯罪以外で、その犯罪を構成する行為が [家庭内虐待](#) である犯罪

(2) この条において、「犯罪」には、*連邦法 Criminal Code Act 1995* に基づく犯罪も含まれる。

また、上記の“家庭内虐待”は、[DV 法の第 6A 条](#)により以下のように定義されている：

(1) この法律において、

「家庭内虐待」とは、ある者（「第一者」）が、自身と家庭関係にある別の者（「第二者」）に対して行う以下のいずれかの行為を指す：

- (a) 暴力的または脅迫的な行為
- (b) 第二者を強制または支配する行為
- (c) 第二者が自身の安全や健康、または他人の安全や健康を恐れるような行為

(2) 第 1 項に限定されることなく、以下の行為を行う、または行うと脅迫することも家庭内虐待に該当する場合がある：

- (a) 物理的な虐待・暴力行為
- (b) 性的な虐待・強制・暴力行為
- (c) 経済的な虐待行為

例：

生活費の支払いを差し控える

求職活動や雇用の維持、金融資産の管理を妨げる、または不当に制限・規制する行為 (共同所有の金融資産を含む)

- (d) 言葉による虐待行為
- (e) 恥をかかせる、貶める、または屈辱を与える行為
- (f) 威圧的な行為
- (g) ストーカー行為、または直接的・間接的嫌がらせ、または人の活動、通信、移動を監視または追跡する行為 (物理的追跡、IT 技術の利用などの方法を含む)
- (h) 所有物を損壊・破壊する行為
- (i) 動物 (ペット等) に危害を加える、または殺すなど、動物を利用して人を脅迫する

行為

(j) 第二者に以下のことを行わせず、孤立させる行為：

(i) 家族、友人、文化とのつながりを作る、または維持すること

(ii) 文化的または精神的なセレモニーや活動に参加すること

(iii) その人の文化的アイデンティティを表現すること

(k) 第二者の自由を奪う、制限する、または日常活動を不当に管理・規制する行為

例：

個人の社会的・性的自律の行使に関する不合理な要求をし、脅す行為

基本的な生活に必要なことがら（食事、衣服の所有、睡眠など）を制限・妨げる行為

必要な医療ケア、医療機器へのアクセス、基本的な支援サービスを受けることを制限・

妨げる、または薬の服用や医療手続きを強制する行為

(3) 家庭内虐待には、第一者の行為によって子どもがそれを聞いたり目撃したり、またはその影響を受けたりすることも含まれる。

(4) 家庭内虐待は、以下のいずれかによって成立し得る：

(a) 単発的な行為・不作為、または個人の作り出した状況

(b) ある期間にわたる複数の、あるいは連続した、行為、不作為、または個人の作り出した状況。

(5) 第1項または第2項で言及される行為は、刑事犯罪に該当しない場合でも、家庭内虐待として成立することがある。

以上のように、NSW 州における DV の定義は大変広いと言える。

II. DV関連の司法手続

1 警察による加害者への対応

(1) 概要

- DVの種類・程度により、警察による加害者への対応は異なる。
- 多くの場合、警察の判断に基づき、ADVOが、警察により申請され、発令される。
- 裁判所により正式なADVOが発令されるまでの間、警察により仮ADVOが発令される。
- ADVOに加えて、通常の暴行・傷害罪（*Crimes Act 1900* (NSW)）などで起訴されることもある。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

- 担当機関：NSW 州警察
- 連絡先：
 - 差し迫った危険がある、あるいは危険を伴う事件が実際に発生した場合 — 警察緊急通報ダイヤル“000”番に電話。
 - 緊急ではない場合 — 警察相談ダイヤル（電話番号 131 444）、または 最寄りの警察署に行き一般業務警察官/家庭内暴力担当官（Domestic Violence Liaison Officer）に相談。
- 緊急ではなく、警察に相談したくない場合には — 24 時間年中無休の [家庭内暴力相談窓口](#)・NSW Domestic Violence Line（電話番号 1800 65 64 63）

(3) DVの通報があった場合の警察の対応

- 警察として、DV 事件が生じたと妥当に疑われる場合、警察が加害者を訪れ、現場での事情聴取の後、必要に応じ警察署へ任意同行を求めた上で更なる事情聴取、あるいはDV の度合いによっては逮捕、警察署への連行、勾留 ([NSW 州警察ポリシー](#)の第3条を参照)。現行犯の場合、あるいは住人の許可があれば警察は捜査令状なしに住居に侵入できる。
- 警察の判断に基づき、ADVO が、警察により申請される。
 - ADVO は少なくとも次の3つの条件が含まれる ([DV 法 第36条参照](#)) : 1) 被害者に対する暴行または脅迫の禁止 2) 被害者へのストーキングやハラメントの禁止 3) 被害者の所有物(ペットを含む)を損傷することの禁止。
 - 上記に加えて、個々の状況に応じて他の追加条件、例えば接近禁止や連絡禁止等が設定されることもある。

(4) 接近禁止命令等を守らない加害者に対する警察の対応

- もし加害者が ADVO に違反した場合、犯罪となり、刑事訴追を受け、有罪となった場合には前科がつく可能性が生じる。ADVO 違反に対する最大の [罰則](#) は : 1) \$5,500 の罰金、または 2) 2年以下の懲役、あるいはその両方。

(5) DV被害者が外国人の場合の警察の配慮(通訳支援等を含む)

- 警察緊急通報ダイヤル(電話番号000)に電話した場合、繋がった後で日本語の無料通訳を求めることができる。(24時間年中無休)
- 緊急性がない場合 — [Translating and Interpreting Services](#) (“TIS”)に電話(131 450)し、オペレーターに「日本語(Japanese)」と伝え、警察の相談ダイヤルの電話番号(141 444)を伝える。(24時間年中無休)

(6) その他、警察等に関する有益な情報

- NSW 州に限らずオーストラリアにおいては、DV は親告制・親告罪ではない。つまり、警察が「DV が発生した、あるいはDV が発生する可能性がある」と判断すると、被害者が「おおごとにしたくないでほしい」などと取り下げを願い出ても、警察の判断で ADVO が発令され、ADVO に関する裁判手続きが始まる (*Crimes (Domestic and Personal Violence) Act 2007* 第27条参照)。

2 DV被害者が緊急時に取り得る司法手続

* DV被害者又は近親者への接近禁止命令、住居からの退去命令等を含む

(1) 概要(調査対象地域を明記)

- 調査対象地域 : 豪州 ニューサウスウェールズ州
- 上述の、警察による ADVO 申請と重複する手続きとなる。
- 警察が「DV が発生した、あるいはDV が発生する可能性がある」と判断すると、まず上級警察官の権限により Provisional (暫定) ADVO が即日発令される ([DV 法 第28A条](#)参照)。それと同時に、警察が裁判所に対して正式な ADVO 申請をおこない、加害者が裁判所で抗弁しなければ、正式な ADVO が発令される。

(2) 裁判所の判断が出されるまでの期間 - 警察による申請後、数日のうちに出廷が求められ、加害者が抗弁しなければ当日に正式な ADVO が発令される。 (3) 裁判所の判断が効力を有する期間 - 通常は 12～24 か月。 (4) 具体的な申立方法 - 緊急な DV 被害が生じた場合、通常は警察による申し立てとなる。被害者は特に複雑な手続きを取る必要は無い。 (5) 弁護士の選任の要否 - 被害者側が弁護士を選任する必要は無い。 (6) 外国人である DV 被害者に有益な情報 - 裁判所側で無料の通訳を手配してくれることがある。(しかし ADVO に関しては、原則的に、被害者の裁判所出廷が求められることはない) (7) その他 DV 被害者に有益な情報 - 正式な ADVO 発令のための裁判には、通常、被害者の出廷は求められない。 - 学生ビザなどの一時滞在ビザの場合、ADVO が発令されただけで加害者のビザが取り消しになることがある。	3 1 の手段を講じた場合に想定される加害者側の対抗措置 ＊ 上記 1 への不服申立て、出国禁止命令の申請、DV 被害者から加害者自身も DV を受けたことを内容とする告訴等
(1) 概要 (調査対象地域を明記) - 調査対象地域：豪州 ニューサウスウェールズ州 - 上記 1 あるいは 2 の、正式な ADVO 申請に関する裁判での抗弁。 「DV 被害者から加害者自身も DV を受けた」という対抗告訴を試みる加害者もいるが、その結果として加害者の ADVO が取消になる可能性は著しく低い。 - もし加害者が「被害者の証言は一切認めない」という立場をとったとしても、ADVO の内容は「暴力を振るわない、脅さない、ストーキングしない」といった常識的な裁判所命令である場合が多いので、被害者の主張を認めないという前提で、加害者は裁判で対抗せずに、発令された ADVO に従うというケースも多い。 (2) 加害者側の措置が効力を有する期間 - 該当する回答無し。 (3) DV 被害者が取り得る対抗策 (加害者が ADVO 裁判で対抗した場合) 警察の求めに応じて、証拠の提出や法廷での証言。 (4) 外国人である DV 被害者に有益な情報 - 裁判所側で無料の通訳を手配してくれることがある。	

(5) その他、加害者側の対抗措置に関する有益な情報

- 上記以外には特に無し

4 DV被害者が加害者に対し生活費等を請求したい場合の司法手続

(1) 概要（調査対象地域を明記）

- 調査対象地域：豪州 ニューサウスウェールズ州 連邦管轄
- 生活費の請求（Spousal Maintenance）など、配偶者間の金銭問題に関する司法手続き（ファイナンシャル・セトルメント）は、主に家族法・家庭裁判所管轄となる。
- 一方によるDVが、他方の、婚姻財産構築に係る貢献能力に悪影響を及ぼしたと判断される場合には、被害者側に有利なファイナンシャル・セトルメントが命じられることがある（判例：[Kennon & Kennon \[1997\]](#)）
- 但し、生活費の請求を含むファイナンシャル・セトルメント訴訟は、訴訟準備開始から家庭裁判所の命令発行に至るまでに、それが緊急訴訟（Urgent Application）であっても比較的長時間を要するため、当面の生活費の確保はDV加害者とその支払いに合意しない限り、Centrelink等の社会福祉制度の利用をするのが現実的である。

(2) 裁判所の判断が出されるまでの期間

- ケースバイケースであるため、一概に言うことは難しいが、ファイナンシャル・セトルメント訴訟は最終判決に至るまでに3～4年かかることもある。
- 但し、ファイナンシャル・セトルメント訴訟の最終判決が出る以前の、暫定的な財産分配命令（Interim Order）を求めての申し立ては、数か月で処理される可能性はある。

(3) 裁判所の判断が効力を有する期間

- 配偶者の扶養費（Spousal Maintenance）請求は、ケースバイケースで、その請求の内訳により支払い期間が大きく変わってくる。定期的な支払いではなく、婚姻財産分配と併せて一括払いで処理することも多い。

(4) 具体的な申立方法

- 家庭裁判所（Federal Circuit and Family Court）でのファイナンシャル・セトルメント訴訟

(5) 弁護士の選任の要否

- 法律上は弁護士選任の必要はないが、実務的には弁護士等の専門家の補助がないと大変難しい。

(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

- 裁判手続きに関しては、裁判所側で無料の通訳を手配してくれることがある。

(7) その他、生活費の確保に関する有益な情報（同種の行政手続等を含む）

- 上述のように、司法システムを通じて当面の生活費を確保することは現実的ではないため、行政手続き（[Centrelink](#)の給付金申請やChild Support申請）を通じて当座の生活費の確保を試みることになる。

- ・ リーガルエイド（公的な無料法務サービス）が使える場合がある。

5 DVがある場合の離婚手続

（1）概要（調査対象地域を明記）

- ・ 調査対象地域：豪州 ニューサウスウェールズ州 連邦管轄
- ・ オーストラリアはいわゆる“*No-Fault Divorce*”の国であり、DV や不貞などの理由がなくとも、離別を前提とした12か月の別居期間を経れば、一方的に離婚を成立させることができる。離別を前提とした12か月の別居期間を経なければ、DV があつたとしても一方的に離婚を成立させることはできない。
- ・ 離婚手続きと、子の養育権・婚姻財産分配に関する申立ては、それぞれ独立した司法手続きとなる。

（2）監護権についての裁判所の判断の傾向

- ・ 配偶者間でDV があつた場合、監護権は、どちらかという被害者に認められる傾向にある。
- ・ 子に対するDV があつた場合は、加害者には監護権が認められない可能性が高い。

（3）いずれの親が子と同居するかについての判断の傾向

- ・ 配偶者間でDV があつた場合、被害者の子との同居が多く認められる傾向にある。
- ・ 子に対するDV があつた場合は、加害者に子との同居が認められない可能性が高い。

（4）離婚手続における養育費についての判断の傾向

- ・ オーストラリアでは養育費（*Child Support*）は各親の収入、各親が子と同居する割合、子の年齢などの条件をもとに、法令（*Child Support (Assessment) Act 1989*）に従って支払い額の計算がされる。DV の有無は支払い額に影響しない。

（5）離婚手続における面会交流についての判断の傾向

- ・ 子の安全が第一であるため、子に対するDV がある場合は、加害者と子との面会交流時間は多く認められない、あるいは全く認められない。第三者の監督のもと面会交流が認められる場合はある。
- ・ オーストラリアでは原則的に離婚後も共同親権となるが、配偶者間でDV があつた場合は、被害者に単独監護権（*Sole Parental Responsibility*）が認められる可能性が高まる。加害者と子との面会交流時間も、DV が無い家族の場合と比べて、少なく設定される傾向にある。

（6）外国人であるDV被害者に有益な情報

- ・ 離婚（*Divorce Application*）に関する裁判での出廷に際しては、裁判所側で無料の通訳を手配してくれることがある。

（7）その他、離婚手続に関する有益な情報

- ・ DV があつた場合には、警察を通じてADVO を取得しておくことで、後に監護権や同居に関する裁判・交渉を有利に進めることができる場合が多い。

6 DV被害者が監護権の変更を求めたい場合の司法手続

(1) 概要（調査対象地域を明記） - 調査対象地域：豪州 ニューサウスウェールズ州 連邦管轄 (2) 具体的な申立方法 - 家庭裁判所（Federal Circuit and Family Court）での監護権に関する申立て、あるいは既に監護権に関する判決が出ている場合には、その判決の変更（Variation）の申立て。 (3) 弁護士を選任の要否 - 法律上は弁護士選任の必要はないが、実務的には弁護士等の専門家の補助がないと大変難しい。 (4) 監護権の変更に関する裁判所の判断の傾向 - 監護権などの子供に関する問題については、裁判所は「<u>子の利益の最優先</u>（The Best Interest of the Child）」を考慮する。 - 一度裁判所の最終判決が下され裁判所命令が発令されると、その判決・裁判所命令の変更を求めるためには「最終判決・命令が変更されるべき重大な環境の変化が生じた」ことを証明する必要がある（Section 65DAAA of the Family Law Act）。また、最終判決・命令変更の申立てに関しても上述の Best Interest of the Child が最重要判断要素となる。 - 監護権について判決・命令が出た後になって、親から子に対する DV が新たに生じた場合には、子を加害者から守るために必要となる監護権の変更は認められる可能性が高い。 - 監護権について判決・命令が出た後になって両親間で DV が新たに生じた場合には、ケースバイケースの “Best Interest of the Child” の分析が必要になるため、一概に裁判所の判断の傾向につき明言することは難しい。 (5) 外国人であるDV被害者に有益な情報 - 裁判所での出廷に際しては、裁判所側で無料の通訳を手配してくれることがある。 (6) その他、監護権の変更に関する有益な情報 - 子の監護権に関する裁判は、多額の裁判費用と時間を使うことになり、子供も含む当事者らに大きなストレスがかかる。また、子供が成長し環境が変わるに従い、一時は適切であった監護権の判決も、数年後には環境が変わって不適切となってしまう、監護権判決の変更を求めて再び裁判を始める必要に迫られることもある。従って、監護権については裁判所で判決・命令を求めるのではなく、司法手続きの前の段階で交渉し取り決めを結ぶことが望ましい。そのようにして司法システムの外で取り決められた監護権であれば、後に変更が必要になった場合も、再度裁判所で申立てをする必要無く再交渉し、監護権の変更をするなどの柔軟性を確保できる。 - リーガルエイドが使える場合がある。	7 子と共にDV被害者が転居したい場合の司法手続（国内転居の場合及び国外転居の場合） (1) 概要（調査対象地域を明記）
--	--

- 調査対象地域：豪州 ニューサウスウェールズ州 連邦管轄

(2) 具体的な申立方法

- 家庭裁判所 (Federal Circuit and Family Court) での、転居の承認を求めている申立て。通常は監護権の申立ての一環として手続きがされる。

(3) 弁護士の選任の要否

- 法律上は弁護士選任の必要はないが、実務的には弁護士等の専門家の補助がないと大変難しい。

(4) 転居に関する裁判所の判断の傾向

- 子の転居についても Best Interest of the Child が最重要判断要素となる。
- 親から子に対する DV がある場合には、子を加害者側の親から守るために、転居が認められる可能性が高い。
- 配偶者 (両親) 間の DV があつた場合にも、DV が無かつた家族のケースと比べると、DV 被害者側と子の転居が認められる可能性は高い。

(5) 外国人であるDV被害者に有益な情報

- 裁判の出廷に際して、裁判所側で無料の通訳を手配してくれることがある。

(6) その他、転居に関する有益な情報

- 転居というよりは、DV 発生時の被害者側の避難のためのサービス
- NSW Link2Home Crisis Accommodation and Referrals - 1800 152 152
 - DV シェルターへの入居相談を行っている。通訳が必要な場合は、事前に上記の通訳サービス (131 450) に電話して日本語通訳を依頼し、その後、連絡を希望する団体の電話番号を伝える。
- [NSW Domestic Violence](#) - 1800 656 463
 - 24 時間体制

8 DV被害者が面会交流の態様を変更したい場合の司法手続

(1) 概要 (調査対象地域を明記)

- 調査対象地域：豪州 ニューサウスウェールズ州 連邦管轄

(2) 具体的な申立方法

- 家庭裁判所 (Federal Circuit and Family Court) での面会交流権に関する申立て、あるいは既に面会交流に関する裁判所命令が出ている場合には、その命令の変更 (Variation) の申立て。

(3) 弁護士の選任の要否

- 法律上は弁護士選任の必要はないが、実務的には弁護士等の専門家の補助がないと大変難しい。

(4) 面会交流の態様変更についての裁判所の判断の傾向

- 面会交流などの子供に関する問題につき、一度裁判所の最終判決が下され裁判所命

令が発令されると、その判決・裁判所命令の変更を求めるためには「最終判決・命令が変更されるべきような重大な環境の変化が生じた」ことを証明する必要がある (Section 65DAAA of the Family Law Act)。また、最終判決・命令変更の申立てに関しても上述の Best Interest of the Child が最重要判断要素となる。

- 面会交流権について判決が出た後になって、親から子に対する DV が新たに生じた場合には、面会交流の様態変更は認められる可能性が高い。
- 配偶者（両親）間の DV があつた場合にも、ケースバイケースの “Best Interest of the Child” の分析が必要になるため、一概に裁判所の判断の傾向につき明言することは難しい。

(5) 外国人である被害者に有益な情報

- 裁判の出廷に際して、裁判所側で無料の通訳を手配してくれることがある。

(6) その他、面会交流の内容変更に関する有益な情報

- リーガルエイドが使える場合がある。

9 弁護士への依頼

(1) DVに詳しい弁護士の探し方

- DV は多くの場合、刑法と家族法、二つの分野に跨る問題であるが、離婚への発展など、後の生活のことも考えると家族法を専門的に扱っている弁護士に相談することが望ましい。
- Google などを使ってのオンライン検索、NSW 州弁護士会の [弁護士照会サービス](#) の使用など。

(2) 日本語対応が可能な弁護士の探し方

- 日本領事館へ問い合わせ
- Google 等を使ってのオンライン検索

(3) 弁護士への依頼方法

- 電話、メール、Web 上のオンラインフォーム等を使っての問い合わせの後、初回相談を経て、正式な依頼へと進む。

(4) 弁護士費用の相場

- 上述のように、DV 被害は基本的に警察管轄の問題となるため、直接的な DV 被害については弁護士への依頼が必要となるケースは少ない。
- 多くの場合、DV が離婚に発展する。家族法問題については弁護士への依頼を検討すべき場合もある。家族法問題については、各案件ごとにどれほどの作業時間を要するのかによって弁護士費用は大きく上下する。
- 弁護士費用は原則的にタイムチャージとなる。2025 年現在の相場としては 1 時間あたり \$300～800 ほど。その弁護士の能力・経験年数などによって開きがある。

(5) リーガルエイド

- 無料法的代理人のサポートを受けるには、[リーガルエイド](#) 申請をする。その際「ミーンズ&メリット・テスト」で要件や資格を満たしていることを確認する必要がある。

る。

- 「ミーンズ・テスト」では、申請者の収入と資産が審査される。
- 「メリット・テスト」では、支援を受けた申請者が得られるであろう利益、または支援が拒否された場合の申請者が被る不利益や損害の可能性、また申請者の案件が成功する合理的な見込みなどが審査される。

(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

- DV や、そこから派生する家族法問題に関するオーストラリアの法律の仕組みは、日本で生まれ育った日本人にとってはわかりにくい点が多々ある。日本とオーストラリア両国の事情を理解している日本人弁護士に相談することが望ましい。

(7) その他、弁護士への依頼に関する有益な情報

- オーストラリアでは近年特に、DV 被害者の保護制度が進んでいる（労働法上の「[DV 被害者有給休暇](#)」の取得の権利や、Coercive Control（経済的暴力や精神的暴力）がDV の定義に追加され、刑法によりカバーされるようになる等）。
- 無償で得られる政府系のサポートも多いので、まずは [DV サポート相談](#)（電話番号 1800 737 732）に電話をかけることが推奨される。

10 在留資格

(1) 外国人被害者が加害者から在留資格取得や更新のための援助が得られない場合の対処方法（DV被害者のための特別なビザ等を含む）

- 暫定パートナービザ（Subclass 820, 309, 300 など）の保持者が、スポンサーであるパートナーから DV を受けた場合、その DV 加害者から継続してスポンサーしてもらう必要なく、永住パートナービザの申請が可能になる場合がある。（[移民局ウェブサイト参照](#)）
- Skilled Visa 系の永住ビザ申請者から DV を受けた帯同家族は、加害者の永住ビザ申請から独立して永住ビザ申請を継続できる場合がある。

(2) 手続の方法

- 移民局に対する DV 被害の証明（ADVO の写しの提出など）。

(3) その他、在留資格に関する有益な情報

- DV に関し（例えば）暴行などで有罪となり、それが移民局の知るところとなると、加害者のビザが取消処分を受けることがある。
- 学生ビザなどの一時滞在ビザは、有罪とはならずとも、ADVO が発令されただけでビザの取り消し処分を受けることがある。
- [Migration Act 1958 第501条](#) “Character Test” 参照

11 その他のDVに関する司法手続

Ⅲ. ハーグ条約に基づきDV被害者が調査対象国に帰国する場合について	
* 子の連れ去り・留置を行ったDV被害者が、ハーグ条約に基づく手続の後に常居所地国に帰国する場合を想定	
1	ハーグ条約に基づきDV被害者が帰国する前に、調査対象地域でDV被害者を対象とした刑事手続が開始されているか否かを確認する方法 * 子を連れ去られた親本人に告訴したかどうかを聞く以外に、確実な情報を入手する手段がない等
	- 警察（本件に関しては連邦警察）に電話あるいはメールで連絡し、逮捕状などが発行されていないか問い合わせる。 - 家庭裁判所のウェブサイト上のオンラインフォームとメールを通じ、子を連れ去った・留置をおこなった親に対して、Family Law Act Sections 65D や 68D 等、Parenting Order に関する訴訟、あるいはSections 65Y, 65YA, 65Z, 65ZAA 等の海外への子の連れ去り・留置に関する手続が開始されていないか問い合わせる。
2	DV被害者を対象とした刑事手続が調査対象地域で既に開始されている場合に、DV被害者の帰国前に刑事手続を止める方法 * アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等
	検察側に事情を説明することは可能かもしれないが、刑事罰の対象となるような形で子を連れ去り、且つ、実際に刑事手続が既に開始されているようなケースにおいては、交渉の結果、検察側が刑事手続を放棄する可能性は低いと考えられる。
3	ハーグ条約に基づき被害者が帰国する前に、帰国後の住居や生活費等を確保する方法 * アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等
	- オーストラリア帰国後の当面の住居や生活費が確保できなくなるような場合には、ハーグ条約やDV被害に関してというよりも、ホームレスに対するそれと同様の行政上のサポートを受けることができる場合がある。例：シェルターホーム、ハウジングサポート、食費のサポート など。 - Link2Home（電話番号 1800 152 152）や The Child Protection Helpline（電話番号 132 111）等に連絡。
4	その他、ハーグ条約に基づき帰国する場合に有益な情報

Ⅳ. その他の関連情報